

デロイトトーマツ チャイナ ニュース 中国の投資・会計・税務情報

Vol.186 June 2018

Contents

税務情報

日中社会保障協定に署名 —デロイト中国 Tax Newsflash— 2

増値税改革を強化：増値税税率の引下げ小規模納税者基準の統一

— デロイト中国 Analysis — 4

投資情報

中資銀行等の外資持分比率制限撤廃に関するパブリックコメントの募集 7

中国業務に関する主なお問合せ先 9

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、以下の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味をしていますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいようお願い致します。

税務情報

日中社会保障協定に署名 —デロイト中国 Tax Newsflash—

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

2018年5月9日、中国と日本は「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」(以下「協定」)に署名した。同協定に効力が生ずれば、日中両国からそれぞれの相手国に派遣される企業の従業員などについて、派遣先の国での関連する社会保険加入と保険金の納付義務が免除できる。これによって、日中の企業の人員派遣負担が軽減すると同時に、双方間の人員派遣の促進につながる事が想定される。

協定の署名に従って、中国の双方社会保障の相手国は11カ国に増える。中国は既にドイツ、韓国、デンマーク、フィンランド、カナダ、スイス、オランダ、フランス、スペイン、ルクセンブルクとの間で社会保障協定に署名している。

協定署名の経緯

日中間は長年にわたって緊密な経済関係を持ち、国際間で頻繁な人員移動が見られる。実務上、日本から中国へ派遣されている従業員は、中国での職務期間においても日本の厚生年金などの社会保険加入を継続しており、社会保険料を納めている。2011年に施行された「中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法」により、現在中国の大部分の都市で就業する外国人は、中国の社会保険への強制加入が要求されているため、日中双方の社会保険料を同時に納付しており、人員派遣によるコストを増加させている。これが原因で派遣人員の人数を減少させる企業も見られ、中国に進出した日本企業からも早期の協定締結を求める声が上がっていた。今回の社会保障協定の署名は正に上述の請願に対する回答である。

協定の主な内容

適用対象者

同協定に基づき、中国側で社会保険の免除が受けられる適用対象者は日本の企業より雇用され、日本の社会保険に加入し、かつ中国へ派遣されている人員となる。日本側で社会保険の免除が受けられる適用対象者は中国の企業より雇用され、中国の社会保険に加入し、かつ日本へ派遣されている人員となる。

なお、同協定では、上述の派遣人員の国籍について、特に規定はされていないことを留意されたい。第三国の国籍の従業員でも、中国又は日本の企業より相手国へ派遣される場合、派遣先国で社会保険加入免除の適用ができるという理解である。

適用保険項目

中国において、免除される社会保険の項目は被用者基本老齢保険に限定されている。日本においては、免除される社会保険料の種類は国民年金(国民年金基金を除く)、厚生年金保険(厚生年金基金を除く)となる。上述の免除項目以外の社会保険項目は同協定に含まれていない。

適用期限

派遣先国での社会保険の加入義務が免除される協定の初回適用の期限は5年である。協定が発効される前に既に派遣されている人員については、協定の発効日から起算して5年を期限とする。派遣期限が5年を超える場合、両国の主管官庁あるいは担当機構の同意を経て、適用期限を延長し、派遣先国での社会保険加入義務を引き続き免除することが可能である。

協定の発効

現時点では「日中社会保障協定」はまだ発効待ちの状態であるが、これから日中両国は各自の国内法の手続を完了し、又は相互に各自の法律上の手続の完了の通知をもって覚書を取り交わす運びとなる。現時点で、協定は覚書の取り交わしが完了した当月の4カ月後の1日目より効力が生ずる。

デロイト中国の見解

「日中社会保障協定」が発効するまでにはまだ一定の時間がかかるが、協定が署名されたというポジティブなサインは重視されるべきであり、日中両国間の人員派遣はこれを受けて、より積極的に推進されることが想定される。

中国側では、協定には全ての社会保険項目をカバーしてはなくても、基本養老保険は社会保険全体の中で大きな比重を占めるため、協定の免除適用による負担の軽減効果は依然として大きいものとなる。中国一部の都市での社会

保険料拠出金基数の上限を基に節約できる社会保険（基本養老保険）コストを簡易的に測算すると、以下の表のとおりである。

（2018年人力資源と社会保障部データに基づく／人民元）

都市	月次拠出金 基数上限	納付比率		社保コスト軽減（/人/月）
		個人 ^注	企業	
北京	23,118	8%	19%	6,241.86
天津	16,821	8%	19%	4,541.67
広州	18,213	8%	14%	4,006.86
深セン	20,259	8%	13%	4,254.39
蘇州	21,963	8%	19%	5,930.01

注：派遣手配の場合、派遣地の社会保険の中の個人納付部分は通常企業に負担されるため、この測算では個人納付部分及び企業納付部分の両方を含めている。

日本側において、関連する日本の厚生年金の納付比率は約 18.3%であるため、協定の適用により、中国企業が日本に派遣する人員のコスト削減も相当な額が見込まれる。同時に、派遣員が中国居住の納税人の場合、日本への派遣期間において中国企業が負担した日本の社会保険は、通常、当該派遣従業員の中国個人所得税課税の対象として算入されるため、日本年金保険加入義務の免除は、中国での個人所得税負担が軽減にもつながり、さらなる中国企業及び中国側従業員に対しても国際派遣を促進させる作用がある。

企業の取るべき対策の提案

- 関連する派遣人員の情報及び日中両国の社会保険料支払の情報を整理し、協定の発効後の派遣コストの変化を測算し、最適化された国際派遣スキームを制定する
- 協定発効後の企業間の中日派遣による影響金額を把握し、実行可能な福利報酬調整案について内部検討を行い、将来の派遣計画を事前に手配する

協定の最新進展と実施細則の公布に注目し、会社間での派遣活動に係る情報交流を強化する。協定が発効した後、すぐに協定の適用と変化に対応するために、有効な管理の枠組みを構築し、関連する手続やコンプライアンス上の申告要求に対応する

税務情報

増値税改革を強化：増値税税率の引下げ小規模納税者基準の統一 — デロイト中国 Analysis —

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文([中文](#))に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

中国財政部及び国家税務総局は2018年4月4日付で財税〔2018〕32号及び33号通達(以下「32号通達¹、33号通達²」)を公布し、3月28日の国务院常务会议にて決定され、2018年5月1日より施行される増値税税率の引下げ及び小規模納税者基準の統一について明らかにした。本文は、32号通達及び33号通達の政策及び各影響について分析している。

32号通達

(1) 増値税税率の引下げ

増値税の課税対象となる貨物販売及び貨物輸入時における適用増値税の税率17%が16%へ、また11%が10%へと引き下げられた。

(2) 農産品に係る増値税税率の引下げ

- 農産品の購入時、従来適用される増値税の税率11%が10%に引き下げられた。
- 生産販売又は委託加工目的で購入された税率16%の農産品に関しては、税率は12%に引き下げられた。

(3) 輸出に係る増値税の還付税率の引下げ

- 従来、増値税税率17%が適用されており、かつ輸出時においても増値税還付税率17%が適用される貨物に関して、還付税率は16%に引き下げられた。
- 従来、増値税税率11%が適用されており、かつ輸出時においても増値税還付税率11%が適用される貨物及びクロスボーダーの課税行為に関して、還付税率は10%に引き下げられた。

2018年7月31日以前に行われる貨物の輸出及びクロスボーダーの課税行為に関しては(輸出貨物は輸出貨物通関文書の日付を、クロスボーダーの課税行為は輸出發票の発行日を基準とする)、下記規定が適用される。

- 対外貿易企業:税率17%又は11%を適用し取引を行う場合、調整前(すなわち17%又は11%)の輸出還付税率を適用する。税率16%又は10%を適用し取引を行う場合、16%又は10%の輸出還付税率を適用する。
- 生産企業:調整前(すなわち17%又は11%)の輸出還付税率を適用する。

33号通達

(1) 小規模納税者に係る年間課税売上高基準の統一

工業、商業企業及び増値税改革の対象となる小規模納税者基準を年間課税販売額500万元以下と統一した。33号通達の公布以前は、工業及び商業企業の増値税小規模納税者の基準は、年間課税販売額がそれぞれ50万元及び80万元以下となっていた。

(2) 小規模納税者の登記変更期間及び仕入税額処理の明確化

年間課税売上高が50万元又は80万元に達しており、すでに増値税一般納税人として登記されている企業及び個人において、年間課税販売額が500万元を超過していない場合、**2018年12月31日以前**に小規模納税者に変更登記することが可能である、また、未控除分の仕入増値税に関しては振替申請を行わなければならない。

新規規定の影響分析

(3) 増値税税率の引下げ

増値税税率の引下げの主旨は課税対象となる商品及び役務の税負担を減少させ、企業のコスト削減及び経済発展を促進するものである。EU地域で付加価値税税率の引上げが予測される中、今回の税率の引下げによって中国の国際競争力を向上させる目的である。

¹ 財税〔2018〕32号文全文(中国国家財務総局ウェブサイト(中国語))

² 財税〔2018〕33号文全文(中国国家財務総局ウェブサイト(中国語))

今回の増値税税率の引下げ後、関連する増値税課税対象及び適用税率は下表のとおりとなる。

課税対象	適用税率	
	調整前	調整後
一般貨物の販売又は輸入、加工、修理、部品交換役務の提供、不動産賃貸サービス	17%	16%
特定貨物の販売又は輸入(注)、交通輸送、郵便、基礎電信、建築、不動産賃貸サービス提供、不動産販売、土地所有権の移転	11%	10%
高付加価値の電信、金融サービス、現代サービス及び生活サービス提供、土地所有権以外の無形資産の移転	6%	6%

注：特定貨物の販売又は輸入には、具体的に農産物(穀物)、水道、暖房、石油液化ガス、天然ガス、食用植物、油、冷房、温水、石炭ガス、住民用石炭製品、食用塩、農業用機械、飼料、農薬、農業用フィルム、化学肥料、メタンガス、ジメチルエーテル、図書、新聞、雑誌、音像製品、電子出版物を含む

注意点として、3月28日の国务院常务会议のプレスリリースでは、製造業、交通運輸、建築、基礎電気通信サービス等の業界及び農産物の増値税の引下げのみについて言及されていることである。つまり32号通達によれば、現在17%及び11%の税率を適用する全ての課税行為及び輸入貨物は、5月1日から新税率を適用することになる。そのため、プレスリリースで言及されていない業界、例として貿易小売業、レンタルサービス及び不動産販売等においても税率の引下げの影響を受けることになる。

一方、現在6%の増値税税率が適用されるサービス業は対象にならず、これらの業界は引き続き6%の税率を適用する。近日中における当該税率の変更の可能性は低いものと予想する。

一般課税方法を適用する納税者にとって、通達が新税率適用時点に与える影響に注目すべきである。32号通達では明確にしているが、一般的に増値税の納税義務の発生が5月1日以降である課税行為に対しては新税率を適用すべきであるが、増値税の納税義務発生時点は代金回収日又は会計上における収益認識日と一致するとは限らないからである。代金前受による販売方式の場合では、増値税の納税義務は貨物発送時点で発生し、代金回収日より遅れる場合がある。また、レンタルサービスを提供する場合は、前受金の受取時点において増値税の納税義務が発生し、サービス提供日及び会計上の収入認識日より早い場合もある。よって、納税者は増値税の納税義務発生時点及び適用すべき税率を慎重に確認し、コンプライアンスリスクの軽減を行う必要がある。一方、納税者は減税優遇を十分に享受するために取引時期について適切な対応をとるべきである。

増値税税率の引下げに加えて、32号通達では輸出に係る増値税の還付税率及び農産物の適用税率に関しても調整が行われた。自身で生産及び輸出を行う企業にとって、仮に当該貨物の輸出還付率が新税率を下回る(還付率13%又は15%以下の適用対象貨物等)場合、その輸出還付率は今回の適用範囲外になる。また、貨物に対する適用税率の引下げにより、各企業が輸出還付税額を計算する場合、当期の還付又は控除ができない増値税額が少なくなる場合もあり、企業の利益には良い影響を及ぼす可能性もある。

(4) 小規模納税者基準の統一

小規模納税者の年間課税売上高の基準を引き上げ、新基準に満たない一般納税者は一定期間内において小規模納税者への登記変更が可能となる。よって、対象となる納税者は簡易課税方法を享受でき、税負担を軽減させることで多くの中小企業の経済的発展を促進することが今回の統一化の目的である。加えて、全業界の小規模納税者の年間売上基準を統一することで、税務機関による税金の徴収管理の効率を高め、徴収管理コストを低減する目的もある。

年間課税売上が50万円を超えかつ500万円を下回る工業企業の一般納税者、及び年間課税売上が80万円を超えかつ500万円を下回る商業企業の一般納税者は、本影響を慎重に考慮した上で小規模納税者へ変更するかどうかを決めるべきである。注意点として、変更を行う場合、納税者は未控除の増値税仕入税額を振替処理する必要があり、それは企業にとって税務コストとなる。

サプライチェーンの観点から見た場合、一般納税者企業はサプライヤーの納税者資格の変更によりもたらされる影響に注目すべきである。仮にサプライヤーが一般納税者から小規模納税者へ変更する場合、企業は当該サプライヤーから16%又は10%の税率で発行される増値税専用発票を取得することができなくなり、控除可能な仕入税額の減少につながる。

(5) 控除繰越還付政策

3月28日の国务院常务会议では、一定条件を満たしている設備製造等の先進的な製造業、研究開発等の現代サービス業及び電力企業に関して、一定期間において控除しきれない仕入税額の還付について言及しているが、32号通達及び33号通達は当該政策に係る規定を発表していない。今後、財務部門が当該政策に関する通達を公布し、具体的な運用方法を明確にすることが予想される。

デロイト中国のアドバイス

32号通達及び33号通達の施行開始日は2018年5月1日であるため、企業における準備期間は非常に短い。各企業は新政策が自社の業務に与える影響について早急に評価し、下記のようなビジネス計画の立案及び運用をもって、政策を十分に享受することが理想的である。

- 納品先での販売時において税込価格が変わらない場合、販売先は新税率を享受する目的で、増値税の納税義務を5月1日以降としたいため、取引を遅らせる可能性がある。したがって、各企業は販売状況を整理し、販売契約の修正又は販売取引の流れを調整することが必要となる。また、企業は新税率が適用される商品価格を改めて見直し、価格調整の必要性を評価し、価格競争力の維持及び新税率の利益を享受する対応が必要である。
- 仕入先での購入時において税込価格が変わらない場合、仕入先はより多くの仕入税額控除を目的に5月1日より前の税率で増値税専用発票を発行する可能性がある。よって、企業は仕入先の取引に関しても確認が必要である。
- 税率17%又は11%を現在において適用し、かつ輸出増値税の還付税率17%又は11%を適用している輸出企業は、5月1日より7月31日の期間において下記の影響を十分に考量に入れるべきである。
- 対外貿易企業において現在の税率で貨物を購入し、新税率で輸出する取引は可能な限り回避すべきである。仮に17%又は11%の旧税率で貨物購入を行う場合、当該貨物は7月31日までに通関申告を行い輸出すべきである。仮に7月31日までの輸出に間に合わない場合、可能な限り5月1日以降に貨物を購入するよう推奨する。
- 生産企業は7月31日までに関連貨物の通関申告を行い、現在の輸出税還付率を適用できるよう対応すべきである。
- コンプライアンス面において、各企業は会計システムの更新が必要である。特に調達から販売プロセスにおける発票の管理及び増値税算出に対応できるよう準備すべきである。輸出企業の場合は、5月1日以降において会計システム上の設定を最新の適用税率及び輸出税還付率に変更し、輸出税還付額の正確性を確保できるように事前運用等すべきである。
- 小規模納税人への変更要件を満たす企業は、既存の経営計画、税率変更から生じるコスト(仕入先である一般納税者の流失等)や利益(低い税務管理コスト等)を総合的に考量した上、最も有益な納税者資格及び課税方法を選択すべきである。仮に小規模納税者に変更する場合、適切な変更日の選択、変更前における仕入税額の控除、又は変更による仕入税額の減少の回避等をすべきである。

32号通達及び33号通達施行が目の前に迫り、各企業は実際の運用時において初めて具体的な課題や問題を有する可能性が高い。よって、当局は引き続き本施行に関する指導意見を公布すると想定している。各企業は税務機関における政策及び方針に対して今後も注目し、不明確事項は積極的に主管税務機関とコミュニケーションを行い、又は専門機構に意見又は支援を求めるべきである。

投資情報

中資銀行等の外資持分比率制限撤廃に関するパブリックコメントの募集

1. 背景

中国銀行保険監督管理委員会は6月8日、中国資本銀行等の外資持分比率制限を撤廃する内容の決定を公開（以下、「意見聴取稿」と表記）し、パブリックコメントの募集を行っている。意見の提出期限は7月8日となっている。³

中国における金融業の対外開放が加速している。2017年8月に国務院が発表した「外資の成長促進に向けた若干の措置に関する通知」(国発[2017]39号)において、銀行業、証券業、保険業が外資参入の規制緩和の対象として明記されている。これを受けて、2017年11月10日、財政部副部長(朱光耀氏)「国務院新聞弁公室主催記者会見」において、金融機関を対象とする外資による出資比率の規制緩和について、具体策が発表されている。

さらに、2018年04月10日ボアオ・アジアフォーラム開幕式で習主席が「金融業の面で、昨年末に発表した銀行と証券、保険業界の外資参入規制緩和という重大な措置を確実に実行すると同時に、保険業界の開放を加速させ、外資系金融機関の設立に関する規制を緩和し、外資系金融機関の中国で可能な業務範囲を拡大し、中国と海外の金融市場の協力分野を拡大させる必要がある」と講演し、開放拡大を進める一連の措置を発表した。

習主席の講演を受け、銀保監が意見徴収稿を公表し、パブリックコメントを募集することにした。その内容は①銀監会令2003年第6号の廃止、②銀監会令2017年第1号などの外国投資家による中資金融機構への資本参入における持分比率制限の削除、③外国投資家への国民待遇の実施等。詳細は下表を参照のこと。

今回の資本参加規制緩和などの対外開放措置は、外国投資家の中国金融業界における投資の選択肢を広げ、また、中国系金融機関の商品設計、市場構築、ビジネスモデル、管理経験等のレベルアップを促進できるものと期待される。



鄭 林根 Zheng Lingen

DT 弁護士法人 ディレクター、外国弁護士(中国律師)

lingen.zheng@tohmatu.co.jp

DT 弁護士法人所属前は有限責任監査法人トーマツ中国室に所属。2016年にディレクターとしてDT 弁護士法人に入社し、以来現職。主として、日本企業の中国進出および中国企業の対日投資に関する、投資スキーム、会社法などの分野における企業法務、税務、M&A 案件の対応を行っている。

³ <http://www.cbrc.gov.cn/chinese/newShouDoc/052DE66205BF45C896B8D109F69C1036.html>

2. 主な廃止、改定の内容

意見聴取稿による主な廃止、改定は以下の通り。

関連規定	現行規定	意見聴取稿の内容
域外金融機構の中資金融機構における資本参加管理弁法 (銀監会令 2003 年第 6 号)	第八条 単独の域外金融機構による中国資本金融機構への投資・持ち株比率は 20%を超えてはならない。	左記の「銀監会令 2003 年第 6 号」を廃止する。「銀監会令 2003 年第 6 号」は 2003 年に公布されたもので、その内容はすでに下記の「銀監会令 2017 年第 1 号」、「銀監会令 2015 年第 3 号」、「銀監会令 2015 年第 6 号」等により更新されている。
中国銀監会中資商業銀行行政許可事項実施弁法 (銀監会令 2017 年第 1 号)	第十一条 単独の域外金融機構およびこれが支配あるいは共同支配する関連者が発起人、あるいは戦略投資家として、単一の中資商業銀行に対する資本参加比率は 20%を超えてはならない。複数の域外金融機構およびそれが支配するあるいは共同支配する関連者が発起人、あるいは戦略投資家とする場合、その資本参加比率の合計は 25%を超えてはならない。前項にいう資本参加比率とは、中資商業銀行の株式総額に占める域外金融機構の保有持分の比率を指す。域外金融機構関連者の持分比率は域外金融機構の持分比率と合算して計算しなければならない。	第十一条 域外金融機構が弁法に規定する中資商業銀行に資本参加する場合は、資本参加時における中資商業銀行の機構類型により監督管理を実施する。域外金融機構は中国における国家の外国投資家関連の規定も遵守しなければならない。
中国銀監会農村中小金融機構行政許可事項実施弁法 (銀監会令 2015 年第 3 号)	第十六条 単独の域外銀行およびこれが支配するあるいは共同支配する関連者が発起人、あるいは戦略投資家として単一の農村商業銀行に対する資本参加比率は 20%を超えてはならない。複数の域外銀行およびそれが支配するあるいは共同支配する関連者が発起人、あるいは戦略投資家とする場合、その資本参加比率の合計は 25%を超えてはならない。本弁法にいう域外銀行資本参加比率とは、農村商業銀行の株式総額に占める域外金融機構の保有持分の比率を指す。域外銀行関連者の持分比率は域外銀行の持分比率と合算して計算しなければならない。 第二十七条 村鎮銀行の設立には条件を満たす発起人を有していなければならない。発起人には、自然人、域内非金融機構、域内銀行業金融機構、域内非金融機構、域外銀行と銀監会が認可するその他の発起人が含まれる。(関連箇所を抜粋)	第十六条 域外銀行が農村商業銀行に資本参加する場合は、の関連規定に照らして監督管理を実施する。域外銀行は中国における国家の外国投資家関連の規定も遵守しなければならない。 第二十七条 (第三項として以下を追加) 域外銀行が村鎮銀行に出資する場合は、村鎮銀行関連の規定に照らして監督管理を実施する。域外銀行は中国における国家の外国投資家関連の規定も遵守しなければならない。
中国銀監会非銀行金融機構行政許可事項実施弁法 (銀監会令 2015 年第 6 号)	第一百十七条 単独の域外金融機構およびこれが支配あるいは共同支配する関連者が戦略投資家として単一の金融資産管理会社に対する資本参加比率は 20%を超えてはならない。複数の域外金融機構およびこれが支配あるいは共同支配する関連者が戦略投資家とする場合の資本参加比率は 25%を超えてはならない。	削除

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛 デロイト中国 板谷 圭一ほか
監修: デロイトトーマツ合同会社 三浦 智志 DT弁護士法人 鄭 林根

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイトトーマツ合同会社

本部中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6720-8341
三浦 智志 / 中村 剛 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋
Tel: 052-565-5511
滝川 裕介

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035
只隈 洋一

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL: 03-6213-1180
北村 史郎

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 PRC.
Tel: +86-21-6141-8888
原井 武志 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 牧 直文 / 石黒 泰時
河原崎 研郎 / 大塚 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 梨子本 暢貴

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang District, Dalian, 116011 PRC.
Tel: +86-411-8371-2888
依藤 啓司

広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,
Guangzhou, 510623 PRC
Tel: +86-20-8396-9228
山野辺 純一 / 前川 邦夫

蘇州事務所

Suite 908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 PRC
Tel: +86-512-6762-1238
小松 大祐

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel: +86-451-8586-0060

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel: +86 28 6210 2383

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou, 310013, PRC
Tel: +86-571- 2811-1900

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel: +86-592-2107-298

マカオ事務所

19/F The Macau Square, Apartment H-N
43-53A Av. do Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel: +853-2871-2998

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel: 06-4560-6031
藤川 伸貴 / 上田 博規 / 粟野 清仁

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6213-3800
安田 和子 / 酒井 晶子

DT 弁護士法人

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル
Tel: 03-6870-3300
鄭 林根

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza, 1 East Chang An
Avenue, Beijing, 100738 PRC.
Tel: +86-10-8520-7788
三浦 智志 / 小池 裕二 / 五十嵐 大典 / 浦野 卓矢 / 三好 高志 / 降矢 直人

天津事務所

45/F Metropolitan Tower, 183 Nanjing Road, Heping District
Tianjin 300051 PRC.
Tel: +86-22-2320-6688
網永 敦 / 竹田 剛

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 PRC.
Tel: +86-755-8246-3255
矢川 浩章

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel: +852-2852-1600
松山 明広 / 齋藤 啓太郎 / 福田 素裕

瀋陽事務所

Unit 3605-3606, Forum 66 Office Tower 1 No. 1-1 Qingnian Avenue
Shenhe District Shenyang, PRC
Tel: + 86 (024) 6785 4068

済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel: +86-531-8518-1058

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road, Yu Zhong District, Chongqing 400010 PRC
Tel: +86-23-6310- 6206

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel: + 86-25-5790 -8880

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel: + 86-27-8526-6618

発行人

デロイトトーマツ 中国サービス グループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
E-mail chugoku@tohatsu.co.jp

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC